

京都市告示第 4 0 2 号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 5 年 1 2 月 6 日

京都市長 門 川 大 作

- 1 道路の種類 府 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
下鴨静原大 原線	左京区静市静原町1109番地の5地先内	旧	メートル 24.20	メートル 14.54 ~ 16.90
		新	24.20	14.54 ~ 21.72
	左京区静市静原町1092番地の1地先内	旧	19.60	13.20 ~ 25.30
		新	19.60	13.20 ~ 25.30

- 2 道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
吉祥院西経 6号線	南区吉祥院車道町65番地地先から	旧	メートル 3.00	メートル 5.80 ~ 11.90
	同区吉祥院池ノ内町61番地の5地先まで	新	3.00	5.90 ~ 11.95

吉祥院西緯 8号線	南区吉祥院池ノ内町63番地の2地先から	旧	3.10	5.70 ~ 11.95
	同町61番地の14地先まで	新	3.10	5.82 ~ 12.04
西寺緯13号 線	南区唐橋花園町76番地地先から	旧	4.40	5.95 ~ 11.95
	同区唐橋羅城門町37番地地先まで	新	4.40	5.99 ~ 12.00

(建設局土木管理部道路明示課)